

# 750-010 土 工

開削工法で行う掘削幅は表-1及び表-2を標準とする。

表-1 配水支管掘削幅(単位:m)

口 径	耐震継手以外の の管路及び ポリエチレン管管路 廃止撤去管管路	NS形管路	GX形管路
φ 75	0.50	0.70	0.50
φ 100	0.50	0.75	0.55
φ 150	0.50	0.80	0.60
φ 200	0.60	0.85	0.65
φ 250	0.60	0.90	0.70
φ 300	0.70	0.95	0.75
φ 350	0.70	1.00	

表-2 配水本管掘削幅

口 径	掘削幅(m)	口 径	掘削幅(m)
φ 400	1.30	φ 1000	1.85
φ 450	1.35	φ 1200	2.10
φ 500	1.40	φ 1350	2.25
φ 600	1.50	φ 1500	2.40
φ 700	1.60	φ 1650	2.55
φ 800	1.70	φ 1800	2.70
φ 900	1.85	φ 2000	2.90

※1 掘削幅は上記を標準とするが、これによりがたい場合は十分に検討を行う。  
 ※2 ポリエチレン管φ50以下は一律0.50mを標準とする。

## D10900100101 機械掘削積込工(バックホウ)

### 1 適用範囲

開削工法によるバックホウの掘削に適用する。  
 ・ 人力機械併用掘削積込費

### 2 機種選定

現場条件の区分により適切な機種選定を行うこと。  
 ・ 配水管部は土工量が100m<sup>3</sup>程度まで山積0.28m<sup>3</sup>級、それ以上は山積0.45m<sup>3</sup>級を標準とする。なお、歩道等で作業幅員が狭隘な条件の場合には山積0.28m<sup>3</sup>級を使用する。(管路の附属設備含む)  
 ・ 給水管部の継替は作業効率を考慮し困難Ⅱ山積0.28m<sup>3</sup>を標準とする。  
 ・ 地下埋設物の輻輳等で機械掘削できない場合は人力掘削とする。  
 ・ 埋戻機種は掘削機種を同一とし別計上すること。

### 3 現場条件

区 分	内 容
容 易	郊外地あるいは、街路新設関連工事等で、作業スペース確保、地下埋設物による影響、交通量等による作業時間帯の制約が、ほとんどないと判断される現場。
標 準	一般的な市街地路線で、作業スペース確保、地下埋設物による影響、交通量等による作業時間帯について状況により考慮しなければならないと判断される現場。
困難Ⅰ	国道、主要市道等で、作業スペース確保、地下埋設物による影響がかなり予想されるうえ、交通量による作業時間帯の制約があると判断される現場。
困難Ⅱ	困難Ⅰ以上に影響や制約を受けると判断される現場。

※ 現場条件の区分は掘削条件及び管布設条件を総合的に区分したものであり、原則的に管布設工と同一とする。

現場条件別日進量(m/日)

口 径	容 易	標 準	困難Ⅰ	困難Ⅱ
φ 75~200	65	40	30	20
φ 250~350	60	35	25	15

### 4 施工歩掛

名 称	規 格	コード	単 位	(1m <sup>3</sup> 当り)			
				山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.20m <sup>3</sup> クローラ)	山積0.45m <sup>3</sup> (平積0.35m <sup>3</sup> クローラ)	山積0.80m <sup>3</sup> (平積0.60m <sup>3</sup> クローラ)	
管 路 掘 削	バックホウ掘削積込 排ガス対策クローラ 型	WJ	m <sup>3</sup>	1.00	—	—	
				—	1.00	—	
				—	—	1.00	
諸 雑 費				式	1	1	1
1m <sup>3</sup> 当り	(容易)	[補正係数0.7]	(00001)	(00002)	(00003)		
	(標準)	[補正係数1.0]	(00007)	(00008)	(00009)		
	(困難Ⅰ)	[補正係数1.3]	(00013)	(00014)	(00015)		
	(困難Ⅱ)	[補正係数1.5]	(00019)	(00020)	(00021)		

備考1 水道事業実務必携 第1章参考歩掛 第1節管路土 1-1-1管路掘削歩掛表による。(表-1,2,5) (P145~147)

備考2 世話役は現場での指導・指揮を行うものとする。

備考3 普通作業員は補助的作業(土砂の切り崩し、床掘り、掘削等)の作業を行うものである。

備考4 現場条件別の補正係数は、表-5による。

備考5 本施工歩掛は、口径350以下の配水管工事及び給水管工事に適用する。

備考6 口径400以上の幹線工事については、日当り施工量を考慮し使用すること。

備考7 上記歩掛の詳細は下記、表1から表6による。